

## **一般社団法人 長崎県薬剤師会 保険薬局特別会費徴収細則**

### **(目的)**

**第1条** この細則は、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「本会」という。）会費規程 第4条に規定されている別表3に基づき、保険薬局特別会費（以下、「本特別会費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### **(会費の活用)**

**第2条** 本特別会費は、検査センター、情報センター施設運営費並びに医薬分業定着事業等に活用するものとする。

### **(会費の金額)**

**第3条** 每月、処方せん受付枚数1枚につき10円とする。ただし、毎月の上限額を26,000円とする。

2 処方せん受付回数は、毎月末日までに前月分を自己申告する。

### **(会費の対象)**

**第4条** 正会員が所属する保険薬局を対象とし、開設者又は管理薬剤師の責任において納入するものとする。

### **(改廃)**

**第5条** 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

### **附 則（添付文書）**

本規則に定めるもののほか、会費の目的、会費の額の変遷等を記した添付文書を備え付けるものとする。

### **附 則（施行日）**

本細則は平成28年11月27日より施行する。